

随意契約理由書

| | | |
|------------------------|---|-----------------|
| 契約の相手方 | 株式会社 鈴木建設 | |
| 工 事 名 | 鎌ヶ谷大池雨水貯留施設設置工事 | |
| 根 拠 法 令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>本工事は、鎌ヶ谷川の治水安全度の向上を図るために既存のため池（水源地）を雨水貯留施設として改修するものであり、施工にあたっては、次出水期（6月）までにおいても、鎌ヶ谷川の治水安全度を一定量向上させる必要がある。そのため、可能な限り早期に着工する必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、11/3に競争入札に付したが、11/29の開札の結果、応札者がなく入札中止となった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者と本工事の随意契約を行い、早期着手する。</p> <p>なお業者選定にあたり、本工事が大規模な堰堤の再構築という事例が少ない工事であるため、近年においてため池・堰堤の施工実績が多数あり成績良好な業者等に打診したところ、いずれも現場条件や技術者配置が困難等の理由により不調となった。</p> <p>そこで、本工事の現場上流側で兵庫県の堰堤改修工事を受注し現場条件等を熟知しており、兵庫県内のため池改修工事で多くの良好な実績を有している上記業者に打診したところ、協議が整ったことから、本業者を選定した。上記業者に本工事の随意契約を行う。</p> | |
| 担 当 部 署 (問 合 せ 先) | 建設局北建設事務所 | (電話番号:981-5191) |